

平成 20 年第 7 回定例会

学校運営課保健給食係

平成 20 年 7 月 22 日

西東京市中学校給食検討委員会

中間報告書

平成 20 年 7 月

西東京市中学校給食検討委員会

目 次

はじめに	1
基本方針	2
(1) 完全給食の実施	
(2) 親子調理方式の採用	
(3) 家庭弁当選択制	
(4) 小学校給食との同一献立	
実行計画	6
1 小・中学校の施設整備	6
(1) 小学校調理室等の整備	
(2) 中学校配膳設備の整備	
(3) 初期投資の概算事業費	
2 配送業務に係る整備	7
3 親子の組み合わせ	8
(1) 基本的な考え方	
(2) 給食調理の直営校と民間委託校	
4 事業運営	9
(1) 献立と栄養価	
(2) 事業運営に係る概算事業費	
5 課題・問題点の整理	10
(1) 今後の施設改修計画との関係	
(2) 東京都建築安全条例への対応	
(3) 工事期間中における給食の提供	
(4) 一括業務委託の可能性	
まとめ	12
添付資料	
資料1	西東京市中学校給食検討委員会設置要領
資料2	西東京市中学校給食検討委員会 委員名簿
資料3	西東京市中学校給食検討委員会 検討経過
資料4	給食方式比較表
資料5	親子組み合わせ案
資料6	学校給食に係る関連法規（抜粋）

はじめに

「食」は生きる上での基本であり、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むためには何よりも重要である。

昭和 29 年施行の学校給食法は戦後の食糧難を背景に、不足しがちな栄養を給食で賄うことをその主目的とした。50 余年が経過した今日、食糧事情は改善されたものの、子どもたちの孤食や朝食欠食率の増加、偏食など新たな問題が指摘されている。こうした点を踏まえ、文部科学省は食育基本法の施行等を受けて、その主目的を食の大切さや文化、栄養のバランスなどを学ぶ「食育」の観点に転換する方針を固め、この度学校給食法を改正した。

一方、輸入食材の安全性の問題や、食品表示偽装の問題、食材費の高騰に伴う問題など、国民の食を取り巻く環境に関心が高まるとともに、生活習慣病など食に起因する新たな健康問題が喚起され、望ましい食生活の形成は極めて重要な課題となっている。

こうした中、本市における中学校給食については、これまで実施してきた弁当外注方式を見直し、学校給食法に基づく中学校給食を実施すべきであるとの西東京市立学校給食運営審議会（以下「審議会」という。）からの答申を平成 19 年 7 月に得た。

このような経過を経て、教育委員会としての合意形成の後、実施の方向に向け庁内の横断的組織である中学校給食検討委員会（以下「検討委員会」という。）において様々な視点からの検討を重ねてきた。

学校給食は実際に食事をするという生きた教材を通じて、正しい食事のあり方や、好ましい人間関係を身につけることを狙いとして行われる教育活動であり、教育課程では特別活動に位置づけられている。中学校においても小学校の給食と同様、次代を担う子供たちが健やかに育つ環境づくりを推進する必要がある安全安心に配慮し、継続的に安定した給食事業を目指し、本市にとって最も相応しい中学校給食のあり方について、基本方針及び実行計画（中間報告）として一定の考え方をまとめたので報告する。

基本方針

西東京市の全中学校において、現在実施しているミルク給食に加えて学校給食法に基づいた完全給食を以下の方針に基づき実施する。

給食の提供方法は、現在の小学校の給食設備等の資源を最大限有効活用が図れるとの観点から、小学校（調理校）の給食室で調理されたものを中学校（受入校）に提供する親子調理方式とする。また、アレルギーの生徒や家庭における食事に対する考え方に配慮して、家庭からの弁当持参も可能とする「家庭弁当選択制」とする。そのため、給食を希望する生徒の保護者からの事前の申し込み制とする。

給食内容についての詳細は別途定めるものとするが、献立については限られたスペースや時間的な制約があるため、調理校の献立と同一とするが、中学生に必要な栄養・カロリーへの配慮の観点から、提供する「量」で調整する。

なお、今回の中間報告は主に中学校給食実施の仕組みと概算事業費を中心に述べたものであり、実施の時期等については財政の裏づけをもった計画とするため西東京市総合計画後期基本計画に位置づける中で明らかにする予定である。

（１）完全給食の実施

規則正しく調和の取れた食生活は、健康の保持増進の源である。栄養士による適切なカロリー計算、吟味された食材使用による栄養バランスの取れた給食は、成長期にある生徒の望ましい心と体の成長に重要な役割を果たす。また、平成 17 年 7 月には国民の食生活が変化したことによる食をめぐる様々な問題に対応するため食育基本法が施行された。こうした状況の下で、今後、学校給食が単に昼食ではなく食育の中心の場のひとつとして、教育の一環に位置づけられ指導されることになり、その教育効果は一層高まるものと期待されている。

本市の中学校においてはこれまで学校給食法に基づく給食はミルク給食のみであり、小学校の完全給食との間に大きな隔たりがあった。全国的な実施状況では小学校では 97.8%、中学校では 74.8%（いずれも平成 18 年 5 月現在）が学校給食法に基づく完全給食を実施している。このような状況の中、本市においては弁当を持参できない生徒への配慮として平成 14

年 12 月に弁当外注方式を 2 校の中学校で試行スタートし、翌年 9 月には全校本格実施に移った。

この間、保護者・生徒へのアンケート調査を実施したところ、日常的な利用頻度は現在の喫食率（3～4%）にも現れているように非常に低いが、家庭弁当を持たせられないときに利用すると考えている潜在的な需要は高く、弁当外注方式の目的である「何らかの事情で弁当を持参できない生徒に対し、希望により当日でも注文できる弁当」として期待されていることが分かった。しかし一方で、弁当外注方式は機会があっても利用しないと考えている保護者が多くいることも分かった。また、自由意見欄でも完全給食に対する要望が非常に高いものがあった。教育委員会が毎年実施している、教育長と児童・生徒の保護者懇談会では毎年度共通して中学校給食を望む多くの声が挙がっている。

このような関係者の要望を踏まえ、平成 18 年 2 月に審議会に対し、中学校における学校給食のあり方を諮問し、平成 19 年 7 月に答申を得た。その概要は、中学校給食の必要性やこれまでの経過・取り組みを踏まえ、親子調理方式を基本に完全給食を実施すべきである旨の内容となっている。

検討委員会においても本答申を尊重することを前提に、全国的な実施状況や多摩 26 市の実施状況等に鑑み、学校給食法に基づく完全給食を実施すべきであるとの結論に達した。

なお、学校給食法に基づく完全給食とは、一般的には 主食及びおかずからなる給食 栄養士によるカロリー計算 食材費のみ保護者負担 就学援助費の対象とするなどの要因を備えたものである。

（2）親子調理方式の採用

給食の提供方法は大きく分けて(ア)各学校の調理室において調理業務を行い提供する自校方式、(イ)共同の調理場を設置し小・中学校分を一括調理し、各学校へ配送するセンター方式（施設の公設・民設、調理の直営・民営の方式がある）、(ウ)調理施設が整備された小学校において、自校分（親）と中学校分（子）の調理を行い、子となる中学校へ配送する親子調理方式、(エ)公設若しくは民設の給食センターで調理し弁当箱で配送するランチボックス方式（デリバリー方式ともいう）などがある。

検討委員会では資料 4 の給食方式比較表をもとに、4 方式についてのメリット・デメリットを検証するとともに、親子調理方式を実施している調

布市を視察した。

親子調理方式については、先の審議会の答申において、優れた点として小学校の給食室の有効活用、小学校でこれまで実施してきた安全性、さらには暖かいものは暖かく、冷たいものは冷たい状態で食することができる点などを挙げている。

検討委員会においても他の3方式との比較検討の結果、小学校と同様に質の高い給食が実施できる点や、合わせてコスト面において他の方式と比較して優れている点などが検証され、審議会と同様に親子調理方式が本市の中学校給食に適しているとの結論に達した。

(3) 家庭弁当選択制

食の基本が家庭にあることはいつの時代にも普遍である。教育委員会が実施したアンケートの自由意見欄においても、中学校給食が実施された場合でも保護者の「子どもに弁当を持参させたい」、生徒の「家庭弁当が良い」とする意見が目立った。この背景には、昼食の内容や量を自由に調整できることや、保護者の責任や子どもとの結びつきなど、家庭でのこだわりがあるものと考えられ、こうした個々の家庭の考え方に配慮することも必要であると考えられる。また、最近中学校給食を実施した自治体を見ると、家庭弁当との選択制を採用しているケースが目立っていることや、親子調理方式では小学校の自校方式のようにアレルギーのある生徒への細やかな対応には限界がある。

学校給食はすべての児童・生徒に行われるのが基本となっているが、以上のような理由から、家庭弁当を持参できる道を残しつつ、給食と家庭弁当を選択できる制度とする。

なお、選択する期間（給食を申し込む期間）については、食材の調達や煩雑な事務負担の回避といった観点から、ある程度長期の設定が必要である。他市の実態等を参考に今後さらに検討を行うこととする。

(4) 小学校給食との同一献立

望ましい給食を実施するには、バランスの取れた献立と食材選定は大きなポイントである。現在小学校で実施されている給食は保護者や児童からは大方高い評価を得ている。このことは提供する側の栄養士や調理員が地産野菜の使用や無農薬・低農薬の食材使用、手づくりにこだわる献立な

ど、熱意と愛情を持って給食業務に携わっていることが背景にあると思われる。このような人的資源の確保及び質・内容を活かしつつ、限られた時間とスペースの中で中学校の給食を実施するには、調理校と受け入れ校を同一献立とする方法が望ましい。

小学生と中学生は栄養摂取の面で考慮する必要がある。この点については、小学校においても低学年、中学年、高学年の栄養摂取量は異なるものの同一メニューで主食及びおかずの量を調整することにより対応していることから、中学校の給食内容についても対応可能と考える。調理校においては、小学校1年生から中学校3年生までの幅広い年齢層を対象とするため、栄養士や調理員による食材の切り方や味付けに特段の配慮が必要であり、安全に且つおいしく食べてもらえるよう創意工夫が必要である。

実行計画

これまで述べた基本方針を着実かつ計画的に実施するにあたって、次のとおり実行計画を定める。ただし、実施年度等の計画期間については、現在策定中の後期基本計画や次期教育計画との整合を担保する必要があることから、年次割を含め最終報告に委ねるものとする。

1 小・中学校の施設整備

親子調理方式は既に述べたように、小学校の給食設備等の資源を最大限有効活用することによるコスト削減が可能となる。しかしながら、小学校の給食調理に加え、中学校の給食調理を行う「親」となる学校について、現状の調理機器では限界があり対応できない。また、配送のための整備や受け入れる側の中学校においても、昇降設備の設置や段差解消などの施設整備が必要となる。

(1) 小学校調理室等の整備

現在の各小学校の給食調理室の面積は各学校によって異なるが、基本的には400食～600食程度の処理能力を想定した広さと考えられる。現時点における中学校1校分（約300～570食）を加えると概ね1000食程度の処理能力が必要となる。単純に小・中学校合計の食数を想定すると、小学校給食調理室の増築が必要となるが、この場合、増築に要する期間や建物に関する法規制から必ずしも適した方法とは考えられない。さらには事業費も相当程度嵩むことが懸念されることから、基本的には調理機器の入れ替えや増設による処理能力アップ等により対応することとする。合わせて、中学校への配送ルート確保のため段差解消等小規模な施設改修工事が必要となる。

(2) 中学校配膳設備の整備

市内中学校では一部を除き給食実施が可能となる条件は整っていない。主な条件整備として、調理校（親校）から配送された食缶等の入った給食コンテナ（特別注文品）を、各階に配置するための昇降設備の設置が必要となる。9校中1校を除き昇降設備が無いため8校にエレベーターを設置する。また、配送用車両から給食コンテナを受け入れるための搬出入口の

設置又は段差解消等の工事を要する。

なお、エレベーターの設置（増築）はバリアフリー対策になる一方で、ほとんどの中学校が既存不適格建築物に該当することが予測され、現行建築基準法に適合するための付属建物の改修が必要となることが予想される。

（３）初期投資の概算事業費

小学校の設備改修等については親となる学校の状況によって異なるが、現時点における組み合わせ案では調理機器の充実と改修工事費で約 3 億 7 千万円（1 校当り平均 41,000 千円）と見込まれる。

また、中学校ではエレベーター設置及び施設改修費並びに実施設計委託費用として概ね 4 億 9 千万円（1 校当り平均 54,000 千円）程度と見込まれる。

< 概算事業費 >

小学校

給食室改修工事（130 百万円）、厨房機器入替等（240 百万円）

中学校

実施設計委託（31 百万）、エレベーター設置及び校内整備等（436 百万円）、食器等初度調弁（26 百万円）

2 配送業務に係る整備

小学校で調理した給食はクラス毎の専用の給食コンテナ（原則 2 クラスで 1 台）に積載し、1 校分まとめて専用のコンテナ配送車両（テールゲートつき保冷車）で中学校に配送する。中学校では当該給食コンテナをエレベーターにより各教室前に備え、これを小学校と同様に給食当番が 1 人 1 人に盛り付けるといった流れである。この流れを同一時間帯にそれぞれ 9 校でほぼ同時進行するため、専用コンテナ配送車両 9 台及び専用の給食コンテナを全中学校の学級数分（1/2）の台数を必要とする。当該所要経費は調理・配送委託業務に減価償却費として含まれることを想定しており、経費としては事業運営経費に計上する。

なお、配送車両及びコンテナは特別注文となるため、早めの予算措置が必要となるが調理業務と一括委託の場合、予算措置の時期に配慮を要する必要がある。

3 親子の組み合わせ

(1) 基本的な考え方

調理校である小学校と、受け入れる中学校とのグループ化、いわゆる親子の組み合わせは将来にわたって長期的に継続する必要がある。よって、スタート当初の組み合わせは将来をも見据え、慎重に検討する必要がある。単に、現時点における状況から判断することなく、小学校給食調理業務に係る民間委託の将来展望や、児童・生徒数の将来推計など長期的な展望をもって検討することが肝要である。こうした観点を踏まえ、親子の組み合わせの基本的な考え方は以下のとおりとする。

第一点目として、小学校の調理能力の面である。既に触れたように概ね1,000食程度を基準として、それ以下の合計食数となる組み合わせを基本に検討する。したがって、現時点で大規模校となっている上向台小学校・けやき小学校及び今後児童数の増加が予測される中原小学校・向台小学校は調理校としては馴染まないため対象外とすることが望ましい。

第二点目として、配送に要する時間は概ね10分以内と想定し、距離的に近接する小・中学校が望ましい。距離・配送時間の短縮は委託経費の面でメリットが期待できる。また、小学校と中学校が接近していることは、食べ慣れた小学校の給食を進学した中学校においても食べられるといった副次的な効果も期待できる。

第三点目として、実施段階において調理業務を民間委託で行っている小学校を親とする。これは調理業務と配送業務を同一委託業者とすることにメリットがあり、一方、職員による直営校では人的体制を整備することに問題があるためである。仮に、直営校を親とした場合は別途配送業務のみ委託する必要がある、コスト面において割高となることが予測される。

四点目として、施設改修、調理機器設備の入れ替えが比較的容易にすむ点や、給食調理室の面積なども優先基準として考慮する。既に行った調査では調理室の面積や天井高において親に適さない学校（給食室）が多く見受けられ、親としての対象校がおのずと絞られる。現段階では親として一長一短があるものの、複数の案を想定しているが、今後、個別の小学校の特性や創意工夫により総合的に判断して適切な親子の組み合わせを引き続き検討することとする。

(2) 給食調理の直営校と民間委託校

前述したように、中学校の給食調理と配送業務はコスト面や体制面において民間委託校の方が適しているとのことから、現時点では今年度中の移行を含め 12 校の民間委託校を「親」の対象校と想定している。しかし、残る 7 校中、中学校への接近度やその他の条件において「親」としての調理校に相応しい学校が複数存在する。

現在民間委託化は原則として調理員の定年退職不補充（再任用化を除く）により 4 名若しくは 5 名の欠員が生じた段階で実施しているが、この方針による当該学校の民間委託化には相当程度の年数を要する。このため、現行の委託校のみを「親」と限定するのではなく、直営校についても可能な限り民間委託化への切り替え等により「親」としての要件を備えた複数の小学校から選定することとする。

4 事業運営

給食事業を運営するには多角的な検証が必要であるが、今回は事業費に直接影響する項目に絞っている。保護者負担となる給食費の水準・徴収方法、学校現場における時程と給食指導の問題等々については最終報告に委ねることとした。

(1)献立と栄養価

小学校の給食は市の栄養士によって地場産の野菜使用、安全に配慮した食材の選定、手づくりの調理法、米飯を中心にした主食など、学校給食法に定める平均栄養所要量の基準、東京都の栄養摂取基準量に基づき、栄養士と調理員が一体となって心のこもった給食を提供している。このことは給食調理業務が市職員(直営業務)であろうと、業務委託であろうと同様であり、児童・保護者からは高い評価を得ている。

親子調理方式は学校給食法に基づき実施することから、この方法が変わるものではなく、中学校にも資格を有した栄養士を別途配置し、小・中学校の栄養士が連携して日々の食材調達や献立メニューを作成することとする。

献立メニューは基本方針で触れたように、親子の小・中学校は同一とするが、栄養カロリーの観点から中学生の摂取エネルギーに応じて分量で調整することとする。

(2)事業運営に係る概算事業費

現在実施している小学校の調理委託料は学校規模に応じて 18,000 千円～26,000 千円余である（1 校当たり平均約 21,850 千円）。

親子調理方式の場合、これ以外の主な経費として調理食数の増加、配送経費、配送車両及び給食コンテナに係る減価償却費及び中学校における配膳業務経費が必要となる。その他就学援助費、栄養士の人件費、光熱水費、エレベーター保守点検委託料等が想定され、その見積り額としては総額で年間約 3 億 1 千万円程度と推計する。

< 概算事業費 >

小学校

調理・配送委託等（174 百万円）

中学校

人件費（20 百万円） 諸経費（85 百万円）

その他教育振興費における就学援助の扶助費（31 百万円）

5 課題・問題点の整理

これまで調査・検討してきた中で、施設整備や運営面に関していくつかの課題・問題点が明らかとなった。現時点では対応策は明らかではないが、事業実施までにはその方向性を見出す必要があり、引き続き検討する。

(1) 今後の施設改修計画との関係

中学校給食実施に際しては学校施設の改修を行うこととなるが、市内小・中学校施設は老朽化・経年劣化に伴う大規模改修や将来的には現在検討中の学校施設の適正規模・適正配置の基本方針を踏まえた建替え等も視野に入れなければならない。そのため、中長期的な将来計画を見据えたうえで、場合によっては実施計画における事業実施年度を調整するなど、計画的に実施し無駄な設備投資を回避する必要がある。

(2) 東京都建築安全条例への対応

中学校の増築に関して懸念されるのが、東京都建築安全条例における既存道路幅員の確保の問題である。建物の延床面積や建築物の高さが一定程度超えることにより 6m の道路幅員を確保する必要があり、複数の中学校でこれに抵触すると考えられる。この点について何らかの手段によりクリ

ヤーできるよう、速やかに対策を講じる必要がある。

(3) 工事期間中における給食の提供

小学校給食調理室の調理機器の充実及び施設改修工事は、原則として夏期休業中に実施するものとするが、視察した調布市においては約2ヶ月を要しており、一定期間は給食を提供することができなかつたため、家庭弁当を持参した期間があった。また、本年度実施する上向台小学校給食室の増築に要する期間も概ね同様であり、このことに対する配慮が必要である。実施にあたっては、児童・保護者及び学校関係者の理解・協力が不可欠であり、早めに周知し遺漏のない対応が求められる。

(4) 一括業務委託の可能性

既に述べたように、給食調理業務と配送業務はコストの削減や運営面において、同一業者に一括して業務委託することが望ましいと考えられる。しかしながら、現状では受け皿となる業者が極めて限られている状況であり、こうした場合競争原理が期待できない面もある。実施段階までにコミュニケーションなどにより再検証する必要がある。

ま と め

検討委員会では以上のように中学校給食の実施に際しての基本方針及びこれを実現するための環境整備や留意点について一定のまとめを行った。

本事業を実施した場合、初期投資はもとより経常経費も膨大な額となり、市の行財政運営に大きな影響を及ぼすことになる。こうしたことから、本事業着手に当たってはこれまで以上に教育施策全般に係る事務事業の見直しを行い、財源の捻出に努めることはもとより、市長部局と教育委員会との協力・連携のもと長期的な市財政への影響について財政計画などにより十分検証しつつ、実施に向け努力する必要がある。

したがって、現在策定中の総合計画後期基本計画との整合を図るため、実施年度や年次割等については今後の調整・検討に委ねることとした。

合わせて、親子の組み合わせの最終案や配送ルートの検証、給食費の徴収方法、アレルギー対策などさらに詳細にわたって引き続き検討を行う予定である。

今回提案した親子調理方式については、単に中学校だけの問題ではなく、小学校の理解と協力なくしては実施が不可能である。小・中学校9年間の連続した食に関する指導、すなわち食育であるとの共通認識に立ち、今後行政と小・中学校が連携した取り組みとしていく必要がある。

また、細部の検討にあたっては、別途、学校現場の管理職や栄養士等を含め教育委員会内に専門機関を設置し、中学校関係者のみでなく、小学校側において想定される課題・問題点を抽出し、事業が着実かつ円滑に実施できるよう体制を図る必要がある。

こうした議論や研究・検討を踏まえ、西東京市総合計画後期基本計画の策定にあわせ、最終報告書としてまとめる予定である。

添付資料リスト

- ・ 資料 1 西東京市中学校給食検討委員会設置要領
- ・ 資料 2 西東京市中学校給食検討委員会 委員名簿
- ・ 資料 3 西東京市中学校給食検討委員会 検討経過
- ・ 資料 4 給食方式比較表
- ・ 資料 5 親子組み合わせ案
- ・ 資料 6 学校給食に係る関連法規（抜粋）

西東京市中学校給食検討委員会設置要領

第 1 設置

西東京市立中学校の給食環境の整備を図ることを目的として、西東京市立学校給食運営審議会の答申を踏まえ、西東京市立中学校における給食事業の実施に向けた検証を行うため、西東京市教育計画検討会議設置要綱（平成19年10月5日教育長決裁）第5の規定に基づき、西東京市中学校給食検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第 2 所掌事務

委員会は、教育長の依頼を受け、次に掲げる項目に関して検証を行い、その結果を教育長に報告する。

- (1) 給食事業の実施の方法に関する事。
- (2) 学校給食及び家庭弁当との選択に関する事。
- (3) 給食事業のスケジュールに関する事。
- (4) 給食事業に係る事業費に関する事。
- (5) その他、中学校給食に関する事。

第 3 組織

委員会の委員は次のとおりとし、教育長が依頼する。

- (1) 企画部企画政策課長
- (2) 企画部財政課長
- (3) 総務部建築営繕課長
- (4) 都市整備部都市計画課長
- (5) 教育部特命担当部長
- (6) 教育部教育企画課長
- (7) 教育部学校運営課長

2 委員会に座長及び副座長を置く。

3 座長は、教育部特命担当部長をもって充て、副座長は、教育部教育企画課長をもって充てる。

4 座長は、委員会を代表し、会を総理する。

5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

6 座長は、必要があると認めるときは、第1項に掲げる者以外の職員を委員とすることができる。

第 4 任期

委員の任期は、第3に規定する依頼の日から第2に規定する教育長に報告する日

までとする。

第5 会議

委員会の会議は、必要に応じて座長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、座長の決するところによる。

第6 関係職員等の出席

座長は必要があると認めるときは、委員会の会議に関係職員等の出席を求め、意見等の聴取をすることができる。

第7 庶務

委員会の庶務は、教育部学校運営課において処理する。

第8 委任

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年10月9日から施行する。

資料 2

西東京市中学校給食検討委員会委員名簿

	職名 氏名	内線
座 長	教育部特命担当部長 村野 正男	2700
副座長	教育部教育企画課長 青柳 昌一	2610
委 員 (平成 19 年 10 月 ~ 平成 20 年 3 月)	企画部企画政策課長 飯島 亨	1101
委 員 (平成 20 年 4 月 ~)	企画部企画政策課長 柴原 洋	1101
委 員	企画部財政課長 池澤 隆史	1130
委 員	総務部建築営繕課長 蓮見 達也	1270
委 員	都市整備部都市計画課長 宮寺 勝美	2410
委 員	教育部学校運営課長 富田 和明	2620

西東京市中学校給食検討委員会 検討経過

会 議	開 催 日	検 討 内 容
第 1 回	平成 19 年 11 月 5 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申の概要説明 ・ これまでの検討の現状と課題 ・ 今後の進め方
第 2 回	平成 19 年 11 月 19 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他市の実施計画との比較 ・ 各給食方式の積算根拠の検証
第 3 回	平成 20 年 1 月 22 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各方式の比較検討及び方式の仮決定 ・ 給食実施事務の検討 ・ 調布市の視察検討 ・ 今後のスケジュール
第 4 回	平成 20 年 1 月 29 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調布市の視察
第 5 回	平成 20 年 2 月 20 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調布市視察のまとめ・検証 ・ 検討委員会合意事項の確認 完全給食の実施 親子調理方式 家庭弁当選択性 小・中学校の同一献立 ・ 今後の検討事項について
第 6 回	平成 20 年 4 月 24 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校調理場の調理能力について ・ 親子組み合わせ (第一案) による設備補充について
第 7 回	平成 20 年 5 月 14 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親子組み合わせ (第二案) による設備補充について ・ 調理場改修費用の概算について ・ 中間報告書の作成について
第 8 回	平成 20 年 5 月 30 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親子組み合わせ ・ 概算事業費の検証 ・ 中間報告書の検討
第 9 回	平成 20 年 6 月 25 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間報告書の確認

給食方式比較表

(注: 本表の概算事業費は、平成20年1月22日時点において、他市の学校数・生徒数を本市の規模に置き換えて試算したもので、見積り等により積算した数値ではないため、本文中の事業費とは異なる。)

方式	親子方式	自校方式	給食センター方式		ランチボックス(デリバリー)方式	
			公設民営	民設民営	公設民営	民設民営
概要	小学校と中学校の1対1のグループを組み小学校の給食調理室で給食を行い、中学校に配送する	小学校と同様に自校に調理室を設置し、調理業務委託による完全自前の給食	市内(若しくは市外)に公設の給食共同調理場を設置し各中学校に配食する。	市内(若しくは市外)に民設の給食共同調理場を設置(確保)し各中学校に配食する。	市内(若しくは市外)に公設の給食共同調理場を設置し業者委託の弁当方式で配送する	現在の弁当外注あっせん方式と同様で、市内(若しくは市外)に民設の給食共同調理場を設置(確保)し業者委託の弁当方式で配送する
事業費積算の前提条件	1校平均450食×9校×180日(喫食率100%)	1校平均450食×9校×180日(喫食率100%)	4000食(喫食率100%)	4000食(喫食率100%)	3000食(喫食率75%)	3000食(喫食率75%)
長所	<ul style="list-style-type: none"> ・現有の施設設備を最大限利用することができ、コストが抑えられる ・温かいもの、冷たいもの、汁物が用意できる ・食材を直接管理することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・温かいもの、冷たいもの、汁物など適時適温で提供可 ・食材を直接管理することができる ・アレルギー対応などができる限り可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営上行政がイニシアティブを取れる ・人的配置、食材一括購入等の効率的運営が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置費がなくイニシャルコストは安い ・他への負担がない ・人的配置、食材一括購入等の効率的運営が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・業者委託であれば運営コストが安い ・中学校の改修が殆どされなくて済む(EV設置は不要) ・配膳に時間を要しない 	<ul style="list-style-type: none"> ・業者委託であれば運営コストが安い ・中学校の改修が殆どされなくて済む(EV設置は不要) ・配膳に時間を要しない
デメリット・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校に負担をかける ・給食調理室の大半が古く、狭小なものもある ・小・中学校とも建築確認を要し不適格建物の改修がともなう ・小学校の調理能力に応じた増改築又は調理器具の充実が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築確認を要し不適格建物の改修がともなう ・新たな給食設備投資が必要 ・個別分散型によるコスト高 ・学校毎の栄養士等の配置が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・工場用地候補地の確保が困難(準工場地域以上の用途) ・用地取得に多額の費用 ・遠隔地の配膳のため衛生上冷ます必要がある ・アレルギー食の対応は不可 ・大規模調理のため事故が生じると影響が甚大となる 	<ul style="list-style-type: none"> ・工場用地候補地の確保が困難 ・新規建設の場合多額の費用を要する ・ランニングコストに工場設置費や設備費の債務が上乗せのためコスト高 ・遠隔地の配膳のため衛生上冷ます必要がある ・アレルギー食の対応は不可 ・大規模調理のため事故が生じると影響が甚大となる 	<ul style="list-style-type: none"> ・工場用地候補地の確保が困難 ・用地取得に多額の費用 ・遠隔地の配膳のため衛生上冷ます必要がある ・アレルギー食の対応は不可 ・大規模調理のため事故が生じると影響が甚大となる ・弁当方式のため汁物等は不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・工場用地候補地の確保が困難 ・新規建設の場合多額の費用を要する ・ランニングコストに工場設置費や設備費の債務が上乗せのためコスト高 ・遠隔地の配膳のため衛生上冷ます必要がある ・アレルギー食の対応は不可 ・大規模調理のため事故が生じると影響が甚大となる ・弁当方式のため汁物等は不可
概算事業費	イニシャルコスト 1,043百万円 ランニングコスト 278百万円	イニシャルコスト 2,018百万円 ランニングコスト 337百万円	イニシャルコスト 2,162百万円 ランニングコスト 234百万円	イニシャルコスト 566百万円 ランニングコスト 342百万円	イニシャルコスト 1,767百万円 ランニングコスト 190百万円	イニシャルコスト 354百万円 ランニングコスト 279百万円
	5年間 2,433 百万円	3,703 百万円	3,332 百万円	2,276 百万円	2,717 百万円	1,749 百万円
	10年間 3,823 百万円	5,388 百万円	4,502 百万円	3,986 百万円	3,667 百万円	3,144 百万円
	20年間 6,603 百万円	8,758 百万円	6,842 百万円	7,406 百万円	5,567 百万円	5,934 百万円

・この資料の記述は、近隣他市で実施した際の内容を基に作成したものであり、本市において検証したものではありません。

・概算事業費中、イニシャルコストにおける建物等の経年劣化等に係る経費については、 と は別途、学校施設の大規模改修等に含まれここでは計上していないもの。 と は別途経費を要するもの。 と は委託料に包含されるものである。

親子組合せ案

中学校 生徒数	小学校	児童数	児童・生徒数計	改修ランク	ランクB以下改修障壁		業務形式	児童数増	最近接校	学区域	備考
					面積	天井高					
田無第一 409人	田無	606人	1015人	A			委託 委託			田二中・田三中	
	芝久保	357	766	A						田二中	
保谷 564人	本町	332人	896人	A			直営 委託			保中	
	碧山	557	1121	A						保中・明保	
田無第二 402人	保谷	398人	800人	A			委託 直営			保中・明保・ひばり	
	谷戸第二	539	539	A						田二中	
ひばりが丘 446人	住吉	270人	716人	A			委託 直営 委託			ひばり・明保	
	谷戸第二	539	985	A						田二中	
	碧山	557	1003	A						保中・明保	
田無第三 436人	芝久保	357	793	A			委託 委託			田二中	
	田無	606	1042	A						田二中・田三中	
青嵐 458人	栄	511人	969人	B			委託 直営 委託			青嵐中	
	保谷第一	460	918	A						青嵐中	
	住吉	270	728	A						ひばり・明保	
柳沢 333人	保谷第二	529	862	A			直営 直営 委託			柳沢中	
	柳沢	426人	759人	A						田四中	
田無第四 491人	柳沢	426人	917人	A			直営 委託 委託			田四中	
	田無	606	1097	A						田二中・田三中	
明保 339人	碧山	557人	896人	A			委託 直営			保中・明保	
	東	357	696	A						明保	

注；改修ランクとは、主に改修は小学校給食室の改修を意味し、中学校との組合せによって改修必要度を示したものである。

A：現状の給食室内に機器の増設・入替により対応可能と考えられる組合せ

B：現状の給食室の他に別途スペース（面積・天井高）が必要と考えられる組合せ

C：親としての対応が物理的に困難と考えられる組合せ

学校給食に係る関連法規(抜粋)

学校給食法(昭和29年6月3日法律第160号)

第1条(この法律の目的) この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、かつ、国民の食生活の改善に寄与するものであることにかんがみ、学校給食の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実を図ることを目的とする。

第2条(学校給食の目標) 学校給食については、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

第1号 日常生活における食事について、正しい理解と習慣を養うこと。

第2号 学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと。

第3号 食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること。

第4号 食料の生産、配分及び消費について、正しい理解に導くこと。

第4条(義務教育諸学校の設置者の任務) 義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。

第5条(国及び地方公共団体の任務) 国及び地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るよう努めなければならない。

第5条の3(学校給食栄養管理者) 義務教育諸学校及び共同調理場において学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員は、教育職員免許法第4条第2項に規定する栄養教諭の免許状を有する者又は栄養士法第2条第1項の規定による栄養士の免許を有する者で学校給食の実施に必要な知識若しくは経験を有するものでなければならない。

第6条(経費の負担) 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

第2項 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費(以下「学校給食費」という。)は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第22条第1項に規定する保護者の負担とする。

学校給食法施行令（昭和 29 年 9 月文部省政令第 212 号）

第 2 条（設置者の負担すべき学校給食の運営に要する経費） 学校給食の運営に要する経費のうち、法第 6 条第 1 項の規定に基づき義務教育諸学校の設置者が負担する経費は、次に掲げる経費とする。

第 1 号 義務教育諸学校において学校給食に従事する職員に要する給与その他の人件費。ただし、市町村立の学校にあっては、市町村立学校職員給与負担法第 1 条の規定により都道府県の負担とされる経費を除く。

第 2 号 学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費

学校給食法施行規則（昭和 29 年 9 月文部省令第 24 号）

第 1 条（学校給食の開始等の届出）

第 2 項 完全給食とは、給食内容がパン又は米飯（これらに準ずる小麦粉食品、米加工食品その他の食品を含む。） ミルク及びおかずである給食をいう。

第 3 項 補食給食とは、完全給食以外の給食で、給食内容がミルク及びおかず等である給食をいう。

第 4 項 ミルク給食とは給食内容がミルクのみである給食をいう。

食育基本法（平成 17 年 6 月 17 日法律第 63 号）

第 5 条（子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割） 食育は、父母その他の保護者にあっては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等をおこなう者にあっては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行わなければならない。

第 10 条（地方公共団体の責務） 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。